

規程第6号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会決裁規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）決裁 会長の権限に属する事務処理について意志決定を行うことをいう。
- （2）専決 会長の権限に属する事務を会長に代わって決裁することをいう。
- （3）代決 会長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を、決裁責任者不在の場合、一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。

（事務の代決）

第3条 会長不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位によって副会長がその事務を代決することができる。

- 2 会長・副会長がともに不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。
- 3 常務理事が不在のときは、事務局長が常務理事の権限に属する事務を代決することができる。
- 4 事務局長が不在のときは、事務局次長が事務局長の権限に属する事務を代決することができる。

（代決の権限）

第4条 前条の代決は、急を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又はあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

（後関等）

第5条 代決した事項については、すみやかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りではない。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が次に掲げる事項を決裁する。

- （1）役員会に付議する事項の決定又は協議を要する事項の決定
- （2）重要な資産の管理方法及び処分決定
- （3）規程などの施行細則の制定及び改廃
- （4）借入金の決定
- （5）職員の任免、懲戒及び賞罰
- （6）会長、副会長の旅行命令
- （7）役員及び評議員の県内旅行命令（会長及び副会長以外の役員及び評議員の日帰り県外旅行命令を除く。）
- （8）特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- （9）訴訟その他争訟に関する決定
- （10）特に緊急を要する事態等が発生し、理事会及び評議員会を招集する時間的余裕がないことが明らかに認められる場合の収入支出予算補正

（常務理事の専決事項）

第7条 常務理事は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- （1）役員（会長、副会長を除く。）、評議員の県内旅行命令及び日帰り県内旅行命令並びに事務局長の旅行命令
- （2）重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- （3）50万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- （4）1件の金額が50万円未満の予算の執行及び契約の締結
- （5）1件の帳簿価格が50万円未満の固定資産の除却及び処分
- （6）臨時職員の任免
- （7）前各号に準ずる事項の決定

（事務局長の専決事項）

第8条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- （1）事業計画の執行
- （2）職員の扶養親族の認定
- （3）職員の各種手当及び通勤手当に関する確認及び決定
- （4）その他就業規程に定める諸届の受理
- （5）職員の事務分担の決定
- （6）通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- （7）30万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- （8）1件の帳簿価格が30万円未満の固定資産の除却及び処分
- （9）30万円未満の支出命令
- （10）建物及び物品の維持管理

- （11）現金，有価証券及び決定事項の執行
- （12）各種委員会等の開催及び決定事項の執行
- （13）前各号に準ずる事項の決定

（事務局次長の専決事項）

第9条 事務局長の指定する事務局次長は，事務局長の専決事項のうち，事務局長が指定する事務について専決するものとする。

（支所長の専決事項）

第10条 支所長は，次の各号に掲げる事項を専決する。

- （1）職員の旅行命令及び復命の受理
- （2）職員の有給休暇の承認
- （3）職員の時間外勤務，休日勤務及び夜勤勤務の命令
- （4）現金，有価証券及び担保物権の出納保管

（専決の制限）

第11条 前3条の規定にかかわらず，特命のあった事項，重要もしくは異例と認められた事項，新規の事項又は疑義のある事項については，上司の決裁を受けなければならない。

（委任）

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年9月20日から一部改正する。